

○佐倉市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成十年三月三十一日条例十七号）

新

旧

（趣旨）

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第一項の規定により、佐倉市地域福祉センターの設置及び管理に關し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第二条 本市は、地域福祉の推進を図るため、佐倉市地域福祉センター（以下「福祉センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第三条 福祉センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
佐倉市西部地域福祉センター	佐倉市中志津二丁目三二番四号
佐倉市南部地域福祉センター	佐倉市大篠塚一、五八七番地

（業務）

第四条 福祉センターの業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 地域福祉活動の推進に關すること。
- 二 地域福祉の推進を図るための研修、講座、會議、相談等の施設の提供に關すること。
- 三 地域高齢者の談話、娯樂、教養の向上等のための施設の提供に關すること。
- 四 その他市長が必要と認める業務

（指定管理者による管理）

第五条 市長は、福祉センターの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に福祉センターの管理を行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第六条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 福祉センターの施設及び設備の維持管理に關すること。
- 二 福祉センターの使用の許可に關すること。
- 三 第四条第一号から第三号までに掲げる事業の実施に關すること。
- 四 その他市長が必要と認める業務

（開所時間）

（趣旨）

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第一項の規定により、佐倉市地域福祉センターの設置及び管理に關し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第二条 本市は、地域福祉の推進を図るため、佐倉市地域福祉センター（以下「福祉センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第三条 福祉センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
佐倉市西部地域福祉センター	佐倉市中志津二丁目三二番四号
佐倉市南部地域福祉センター	佐倉市大篠塚一、五八七番地

（業務）

第四条 福祉センターの業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 地域福祉活動の推進に關すること。
- 二 地域福祉の推進を図るための研修、講座、會議、相談等の施設の提供に關すること。
- 三 地域高齢者の談話、娯樂、教養の向上等のための施設の提供に關すること。
- 四 その他市長が必要と認める業務

（指定管理者による管理）

第五条 市長は、福祉センターの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に福祉センターの管理を行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第六条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 福祉センターの施設及び設備の維持管理に關すること。
- 二 福祉センターの使用の許可に關すること。
- 三 第四条第一号から第三号までに掲げる事業の実施に關すること。
- 四 その他市長が必要と認める業務

（開所時間）

第七条 福祉センターの開所時間は、午前九時から午後九時まで（浴室については、午前十時から午後四時まで）とする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、その時間を変更することができる。

（休所日）

第八条 福祉センターの休所日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休所日を設けることができる。

一 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。

二 一月一日から同月四日まで及び十二月二十八日から同月三十一日まで

（使用の範囲）

第九条 福祉センター（浴室を除く。）は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に掲げる場合に使用することができる。

一 佐倉市西部地域福祉センターの娛樂室及び和室並びに佐倉市南部地域福祉センターの娛樂室及び健康談話室 本市に住所を有する者で六十歳以上のものが、談話、娛樂、教養の向上その他市長が必要と認める目的で使用する場合

二 佐倉市南部地域福祉センターの大広間、作業室及び会議室 次のいずれかに該当する場合

イ 前号に規定する場合

ロ 本市に住所を有する者で福祉活動を推進するもの又はこれらの者で組織された団体が、次のいずれかの目的で使用する場合

(1) 地域福祉活動の推進

(2) 地域福祉の推進を図るための研修、講座、会議、相談等

(3) その他市長が必要と認める目的

三 その他の施設 前号ロに規定する場合

第七条 福祉センターの開所時間は、午前九時から午後九時まで（佐倉市西部地域福祉センターの浴室については、午前十時から午後四時まで）とする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、その時間を変更することができる。

（休所日）

第八条 福祉センターの休所日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休所日を設けることができる。

一 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。

二 一月一日から同月四日まで及び十二月二十八日から同月三十一日まで

（使用の範囲）

第九条 福祉センター（佐倉市西部地域福祉センターの浴室を除く。）は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に掲げる場合に使用することができる。

一 佐倉市西部地域福祉センターの娛樂室及び和室 本市に住所を有する者で六十歳以上のものが、談話、娛樂、教養の向上その他市長が必要と認める目的で使用する場合

二 その他の施設 本市に住所を有する者で福祉活動を推進するもの又はこれらの者で組織された団体が、次のいずれかの目的で使用する場合

イ 地域福祉活動の推進

ロ 地域福祉の推進を図るための研修、講座、会議、相談等

ハ その他市長が必要と認める目的

2 前項に定めるほか、福祉センター（佐倉市西部地域福祉センターの浴室を除く。）は、指定管理者が同項の使用に支障を及ぼさないと認める範囲内において使用することができるものとする。

2 前項に定めるほか、福祉センター（浴室及び佐倉市南部地域福祉センターの健康談話室を除く。）は、指定管理者が同項の使用に支障を及ぼさないと認める範囲内において使用することができるものとする。

3 浴室は、本市に住所を有する者で六十歳以上のものが使用することができ
る。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(使用の許可)

第十条 福祉センターを使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けな
ければならない。

2 前項の許可をする場合において、指定管理者は、福祉センターの管理上必
要な条件を付することができる。

3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

一 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

二 営利を目的とする行為を行うおそれがあると認められるとき。

三 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

四 福祉センターの管理上支障があると認められるとき。

五 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が使用を不相当と認めたととき。

(使用の許可の取消し等)

第十一条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可
を取り消し、又は施設の使用を制限し、若しくは停止させることができる。

一 前条第三項各号のいずれかに該当したとき。

二 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

三 虚偽の申請その他不正な手段により使用の許可を受けた事実が明らかで
あると認められるとき。

四 この条例に基づく許可の条件に違反したとき。

2 指定管理者は、福祉センターの管理運営上やむを得ない事情が生じた場合
は、使用の許可を取り消し、又は施設の使用を制限し、若しくは停止させる
ことができる。

3 第一項の規定により使用の許可を取り消し、又は施設の使用を制限し、若
しくは停止させた場合において、前条第一項の規定により使用の許可を受け
た者(以下「使用者」という。)に損害が生じても、市及び指定管理者は、
その賠償の責めを負わない。

(物品販売等の許可)

第十二条 福祉センターにおいて次に掲げる行為をしようとする者は、市長の
許可を受けなければならない。

一 物品の販売

二 寄附の募集

三 広告物の掲示及び配付

3 **佐倉市西部地域福祉センター**の浴室は、本市に住所を有する者で六十歳以
上のものが使用することができる。ただし、市長が特に認める場合は、この
限りでない。

(使用の許可)

第十条 福祉センターを使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けな
ければならない。

2 前項の許可をする場合において、指定管理者は、福祉センターの管理上必
要な条件を付することができる。

3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

一 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

二 営利を目的とする行為を行うおそれがあると認められるとき。

三 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

四 福祉センターの管理上支障があると認められるとき。

五 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が使用を不相当と認めたととき。

(使用の許可の取消し等)

第十一条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可
を取り消し、又は施設の使用を制限し、若しくは停止させることができる。

一 前条第三項各号のいずれかに該当したとき。

二 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

三 虚偽の申請その他不正な手段により使用の許可を受けた事実が明らかで
あると認められるとき。

四 この条例に基づく許可の条件に違反したとき。

2 指定管理者は、福祉センターの管理運営上やむを得ない事情が生じた場合
は、使用の許可を取り消し、又は施設の使用を制限し、若しくは停止させる
ことができる。

3 第一項の規定により使用の許可を取り消し、又は施設の使用を制限し、若
しくは停止させた場合において、前条第一項の規定により使用の許可を受け
た者(以下「使用者」という。)に損害が生じても、市及び指定管理者は、
その賠償の責めを負わない。

(物品販売等の許可)

第十二条 福祉センターにおいて次に掲げる行為をしようとする者は、市長の
許可を受けなければならない。

一 物品の販売

二 寄附の募集

三 広告物の掲示及び配付

<p>四 その他前三号に掲げるものに類する行為</p> <p>2 市長は、前項の許可に福祉センターの管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>3 市長は、第十条第三項第一号から第四号までのいずれかに該当するとき又は市長が行為を不相当と認めるときは、行為を許可しない。</p> <p>4 第一項の許可は、市長が特に認める場合は、指定管理者にこれを行わせることができる。</p> <p>5 前項の規定により指定管理者が第一項の許可をする場合は、第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。</p> <p>(使用料及び利用料金)</p> <p>第十三条 第九条第一項の規定による使用について、福祉センターの使用料は、無料とする。</p> <p>2 第九条第二項及び第三項の規定による使用について、使用者は、指定管理者に対し、その使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。</p> <p>3 利用料金は、別表第一及び別表第二に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>4 利用料金は、使用の前に徴収する。ただし、指定管理者がやむを得ないと認めるときは、使用の後に徴収することができる。</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第十四条 指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(利用料金の還付)</p> <p>第十五条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(使用権の譲渡等の禁止)</p> <p>第十六条 使用者は、福祉センターを使用する権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。</p> <p>(損害賠償の義務)</p> <p>第十七条 使用者は、福祉センターの施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p>第十八条 使用者は、その使用を終了したときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。</p>	<p>四 その他前三号に掲げるものに類する行為</p> <p>2 市長は、前項の許可に福祉センターの管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>3 市長は、第十条第三項第一号から第四号までのいずれかに該当するとき又は市長が行為を不相当と認めるときは、行為を許可しない。</p> <p>4 第一項の許可は、市長が特に認める場合は、指定管理者にこれを行わせることができる。</p> <p>5 前項の規定により指定管理者が第一項の許可をする場合は、第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。</p> <p>(使用料及び利用料金)</p> <p>第十三条 第九条第一項の規定による使用について、福祉センターの使用料は、無料とする。</p> <p>2 第九条第二項及び第三項の規定による使用について、使用者は、指定管理者に対し、その使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。</p> <p>3 利用料金は、別表第一及び別表第二に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>4 利用料金は、使用の前に徴収する。ただし、指定管理者がやむを得ないと認めるときは、使用の後に徴収することができる。</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第十四条 指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(利用料金の還付)</p> <p>第十五条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(使用権の譲渡等の禁止)</p> <p>第十六条 使用者は、福祉センターを使用する権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。</p> <p>(損害賠償の義務)</p> <p>第十七条 使用者は、福祉センターの施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p>第十八条 使用者は、その使用を終了したときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。</p>
<p>四 その他前三号に掲げるものに類する行為</p> <p>2 市長は、前項の許可に福祉センターの管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>3 市長は、第十条第三項第一号から第四号までのいずれかに該当するとき又は市長が行為を不相当と認めるときは、行為を許可しない。</p> <p>4 第一項の許可は、市長が特に認める場合は、指定管理者にこれを行わせることができる。</p> <p>5 前項の規定により指定管理者が第一項の許可をする場合は、第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。</p> <p>(使用料及び利用料金)</p> <p>第十三条 第九条第一項の規定による使用について、福祉センターの使用料は、無料とする。</p> <p>2 第九条第二項及び第三項の規定による使用について、使用者は、指定管理者に対し、その使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。</p> <p>3 利用料金は、別表第一及び別表第二に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>4 利用料金は、使用の前に徴収する。ただし、指定管理者がやむを得ないと認めるときは、使用の後に徴収することができる。</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第十四条 指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(利用料金の還付)</p> <p>第十五条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(使用権の譲渡等の禁止)</p> <p>第十六条 使用者は、福祉センターを使用する権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。</p> <p>(損害賠償の義務)</p> <p>第十七条 使用者は、福祉センターの施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p>第十八条 使用者は、その使用を終了したときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。</p>	<p>四 その他前三号に掲げるものに類する行為</p> <p>2 市長は、前項の許可に福祉センターの管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>3 市長は、第十条第三項第一号から第四号までのいずれかに該当するとき又は市長が行為を不相当と認めるときは、行為を許可しない。</p> <p>4 第一項の許可は、市長が特に認める場合は、指定管理者にこれを行わせることができる。</p> <p>5 前項の規定により指定管理者が第一項の許可をする場合は、第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。</p> <p>(使用料及び利用料金)</p> <p>第十三条 第九条第一項の規定による使用について、福祉センターの使用料は、無料とする。</p> <p>2 第九条第二項及び第三項の規定による使用について、使用者は、指定管理者に対し、その使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。</p> <p>3 利用料金は、別表第一及び別表第二に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>4 利用料金は、使用の前に徴収する。ただし、指定管理者がやむを得ないと認めるときは、使用の後に徴収することができる。</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第十四条 指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(利用料金の還付)</p> <p>第十五条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(使用権の譲渡等の禁止)</p> <p>第十六条 使用者は、福祉センターを使用する権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。</p> <p>(損害賠償の義務)</p> <p>第十七条 使用者は、福祉センターの施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p>第十八条 使用者は、その使用を終了したときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。</p>

(委任)
第十九条 この条例に定めるもののほか、福祉センターの管理及び運営に必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成十年四月一日から施行する。

附則 (平成十二年三月二十八日条例第二〇号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附則 (平成一七年九月三〇日条例第三八号)

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正前の佐倉市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の規定により市長がした承認その他の行為及び市長に対してなされた申請その他の行為(同日以後の使用に係るものに限る。)は、この条例による改正後の佐倉市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の相当規定によって指定管理者がした許可その他の行為又は指定管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附則(平成二十三年 月 日条例第 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(佐倉市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の廃止)

2 佐倉市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例(平成十二年佐倉市条例十六号)は、廃止する。

別表第一

区分	時間		
	午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	午後六時から午前九時から午後九時まで
会議室一	七二〇円	九六〇円	一、一六〇円、八四〇円
会議室二	六三〇円	八四〇円	九七〇円二、四四〇円
会議室三	六三〇円	八四〇円	九七〇円二、四四〇円

(委任)
第十九条 この条例に定めるもののほか、福祉センターの管理及び運営に必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成十年四月一日から施行する。

附則 (平成十二年三月二十八日条例第二〇号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附則 (平成一七年九月三〇日条例第三八号)

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正前の佐倉市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の規定により市長がした承認その他の行為及び市長に対してなされた申請その他の行為(同日以後の使用に係るものに限る。)は、この条例による改正後の佐倉市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の相当規定によって指定管理者がした許可その他の行為又は指定管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

別表第一

区分	時間		
	午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	午後六時から午前九時から午後九時まで
会議室一	七二〇円	九六〇円	一、一六〇円、八四〇円
会議室二	六三〇円	八四〇円	九七〇円二、四四〇円
会議室三	六三〇円	八四〇円	九七〇円二、四四〇円

別表第二

区分 佐倉市西部地域福祉センター 佐倉市南部地域福祉センター	浴室	時間 午前十時から午後四時まで	佐倉市南部地域福祉センター															
			会議室二	会議室一	娯楽室二	娯楽室一	作業室	大広間	和室	研修室二	研修室一	和室						
浴室	一回につき	二〇〇円	二五〇円	二五〇円	二八〇円	二八〇円	五九〇円	一、六三〇円	七五〇円	七五〇円	二五〇円	七五〇円	七五〇円	七五〇円	二五〇円	五三〇円	五九〇円	七二〇円
			三三〇円	三三〇円	三七〇円	三七〇円	七七〇円	二、一八〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	三三〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	四〇〇円	七一〇円	七九〇円	九六〇円
			三七〇円	三七〇円	四七〇円	四七〇円	九四〇円	二、五二〇円	一、一六〇円	一、一六〇円	九八〇円	一、一六〇円	一、一六〇円	一、一六〇円	八一〇円	九一〇円	九一〇円	一、一三〇円
							二、三〇〇円	六、三三〇円	二、九一〇円	二、九一〇円	九八〇円	二、九一〇円	二、九一〇円	二、〇五〇円	二、二九〇円	二、二九〇円	二、八一〇円	

別表第二

区分 佐倉市西部地域福祉センター	浴室	時間 午前十時から午後四時まで	佐倉市南部地域福祉センター						
			和室	研修室二	研修室一	和室	娯楽室二	娯楽室一	研修室
			七五〇円	七五〇円	七五〇円	二五〇円	五三〇円	五九〇円	七二〇円
			一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	三三〇円	七一〇円	七九〇円	九六〇円
			一、一六〇円	一、一六〇円	一、一六〇円	四〇〇円	八一〇円	九一〇円	一、一三〇円
			二、九一〇円	二、九一〇円	二、九一〇円	九八〇円	二、〇五〇円	二、二九〇円	二、八一〇円